

○ 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省生産局長・農村振興局長連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第4 多面的機能支払交付金に係る推進事業 1 要綱別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4の<u>多面交付対象組織</u>を支援する組織（以下「事務支援組織」という。）の特定非営利法人化に対する支援は、別記1により実施するものとする。 2 （略） 第5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 1 要綱別紙2の第1の2の(2)の<u>ア</u>の「農業関係機関等」とは、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農業公社等とする。 2～6 （略） 7 要綱別紙2の第2の6については、集落協定の<u>体制強化計画</u>の策定、要綱第3の1の(2)の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。 8・9 （略） （別記1） 事務支援組織の特定非営利活動法人化支援に係る交付対象要件等について 第1 交付対象者が備えるべき要件	第4 多面的機能支払交付金に係る推進事業 1 要綱別紙1の第1の5、第2の5及び第3の4の<u>対象組織</u>を支援する組織（以下「事務支援組織」という。）の特定非営利法人化に対する支援は、別記1により実施するものとする。 2 （略） 第5 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 1 要綱別紙2の第1の2の(2)の<u>ア</u>の<u>(ア)</u>の「農業関係機関等」とは、都道府県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農業公社等とする。 2～6 （略） 7 要綱別紙2の第2の6については、集落協定の<u>広域化計画</u>の策定、要綱第3の1の(2)の中山間交付金に係る推進事業の実施に必要な現地指導及び現地調査等とする。 8・9 （略） （別記1） 事務支援組織の特定非営利活動法人化支援に係る交付対象要件等について 第1 交付対象者が備えるべき要件

- (1) (略)
- (2) 法人設立後、複数の多面交付対象組織に対する事務手続の支援のほか、活動内容を高度化するための技術支援を本交付金に係る事業が終了するまでの間、継続して行うこと。
- (3) 当該法人が支援する多面交付対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙１の第５の２に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年２月１日時点の市区町村区域程度又は活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。
- (4) (略)

第２ 交付手続

- (1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記１様式第１号を事業実施年度の３月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙３の第１の３に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。
 - ア～ウ (略)
 - エ 支援対象組織への事務支援計画（実績）（別記１添付様式）
- (2) ～ (4) (略)

- (1) (略)
- (2) 法人設立後、複数の対象組織に対する事務手続の支援のほか、活動内容を高度化するための技術支援を本交付金に係る事業が終了するまでの間、継続して行うこと。
- (3) 当該法人が支援する対象組織（以下「支援対象組織」という。）の多面的機能支払交付金実施要綱（以下「多面要綱」という。）別紙１の第５の２に定める活動計画書に定めた区域を合わせたまとまりのある区域が、昭和25年２月１日時点の市区町村区域程度又は活動計画書に定めた区域内の農用地面積の総計がまとまりのある農用地面積として、200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有すること。
- (4) (略)

第２ 交付手続

- (1) 交付金の交付を受けようとする事務支援組織（以下「交付対象者」という。）は、別記１様式第１号を事業実施年度の３月10日までに、次のアからエまでに掲げる書類を添付し、多面要綱別紙３の第１の３に定める基本方針により都道府県知事が事務支援組織への支援事業を実施する者（以下「支援事業実施主体」という。）として定めた者に提出するものとする。
 - ア～ウ (略)
 - エ 対象組織への事務支援計画（実績）（別記１添付様式）
- (2) ～ (4) (略)

(別記 1 様式第 1 号)

番 号
年 月 日

支援事業実施主体名
代表者名 殿

法 人 名
代表者名

〇〇年度 事務支援組織の特定非営利法人化支援交付金交付申請
書

下記のとおり事務支援組織を特定非営利法人化したので、日本型
直接支払推進交付金実施要領（平成28年 4 月 1 日付け27生産2855
号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）別記 1 第 2
の(1)の規定に基づき、事務支援組織の特定非営利法人化支援の交
付金の交付を申請する。

記

(別記 1 様式第 1 号)

番 号
年 月 日

支援事業実施主体名
代表者名 殿

法 人 名
代表者名

〇〇年度 事務支援組織の特定非営利法人化支援交付金交付申請
書

下記のとおり事務支援組織を特定非営利法人化したので、日本型
直接支払推進交付金実施要領（平成28年 4 月 1 日付け27生産2855
号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）別記 1 第 2
の(1)の規定に基づき、事務支援組織の特定非営利法人化支援の交
付金の交付を申請する。

記

1 ～ 3 (略)

(添付書類)

- ・ 法人設立登記事項証明書
- ・ 定款の写し
- ・ 構成員名簿
- ・ 支援対象組織への事務支援計画（別記 1 添付様式）

(別記 1 添付様式)

支援対象組織への事務支援計画（実績）

<u>支援対象組 織名</u>	代表者名	住所	認定農用地 面積（ha）	実施期間

1 ～ 3 (略)

(添付書類)

- ・ 法人設立登記事項証明書
- ・ 定款の写し
- ・ 構成員名簿
- ・ 対象組織への事務支援計画（別記 1 添付様式）

(別記 1 添付様式)

対象組織への事務支援計画（実績）

<u>対象組織名</u>	代表者名	住所	認定農用地 面積（ha）	実施期間

--	--	--	--	--

< 施行注意 > (略)

(別記 1 様式第 4 号)

番 号
年 月 日

支援事業実施主体名
代表者名 殿

法 人 名
代表者名

事務支援組織による支援対象組織への支援事業実績報告書

日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知) 別記 1 第 3 の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

--	--	--	--	--

< 施行注意 > (略)

(別記 1 様式第 4 号)

番 号
年 月 日

支援事業実施主体名
代表者名 殿

法 人 名
代表者名

事務支援組織による活動組織への支援事業実績報告書

日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知) 別記 1 第 3 の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

支援対象組織への事務支援実績（別記 1 添付様式）

（別記 2－2）

〇〇推進組織事務処理規程（例）

〇〇年〇〇月〇〇日制定

（事務処理体制）

第 3 条 推進組織の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

（事務の区分）（事務分担組織 責任者）

一・二 （略）

三 多面交付対象組織の活動実施状況確認に係る事務 〇〇〇

四～六 （略）

（注） （略）

（備考） （略）

2 （略）

記

活動組織への事務支援実績（別記 1 添付様式）

（別記 2－2）

〇〇推進組織事務処理規程（例）

〇〇年〇〇月〇〇日制定

（事務処理体制）

第 3 条 推進組織の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

（事務の区分）（事務分担組織 責任者）

一・二 （略）

三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務 〇〇〇

四～六 （略）

（注） （略）

（備考） （略）

2 （略）

(別記 2－3)

〇〇推進組織会計処理規程 (例)

〇〇年〇〇月〇〇日制定

第 1 章 総則

(経理責任者)

第 8 条 次の各号に掲げる〇〇推進組織事務処理規程 (以下「事務処理規程」という。) 第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

一・二 (略)

三 多面交付対象組織の活動実施状況確認に係る事務 〇〇〇

四～六 (略)

(注) (略)

(備考) (略)

2 (略)

(別紙 2－2)

〇〇年度日本型直接支払推進交付金
(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)
市町村推進事業実施計画書 (実績報告書)

(別記 2－3)

〇〇推進組織会計処理規程 (例)

〇〇年〇〇月〇〇日制定

第 1 章 総則

(経理責任者)

第 8 条 次の各号に掲げる〇〇推進組織事務処理規程 (以下「事務処理規程」という。) 第 3 条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。

(事務の区分) (経理責任者)

一・二 (略)

三 対象組織の活動実施状況確認に係る事務 〇〇〇

四～六 (略)

(注) (略)

(備考) (略)

2 (略)

(別紙 2－2)

〇〇年度日本型直接支払推進交付金
(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)
市町村推進事業実施計画書 (実績報告書)

1. ～4. (略)

5. その他推進事業の実施に必要な事項

(1) 集落協定の体制強化計画 (実績)

(削る。)

① ネットワーク化

<u>ネットワークに参加する集落協定数</u>	<u>ネットワークの数</u>	<u>備考</u>
<u>協定</u>		

② 統合

<u>統合前集落協定数</u>	<u>統合後集落協定数</u>	<u>備考</u>
<u>協定</u>	<u>協定</u>	

③ 多様な組織等の参画

<u>農業者団体以外の組織が参画する集落協定数</u>	<u>非農業者が参画する集落協定数</u>	<u>備考</u>
<u>協定</u>	<u>協定</u>	

(2) (略)

6. ・ 7. (略)

1. ～4. (略)

5. その他推進事業の実施に必要な事項

(1) 集落協定の広域化計画 (実績)

<u>広域化前協定数</u>	<u>広域化後協定数</u>	<u>備考</u>
<u>協定</u>	<u>協定</u>	

(新設)

(新設)

(新設)

(2) (略)

6. ・ 7. (略)

(別紙 2 - 2 別添)

日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業の経費の配分

(単位:円)

区分	対象経費				市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	備考
事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費		
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						
(1) (略)						
(2) (略)						
(3) (略)						
(4) (略)						
(5) 集落協定の体制強化計画の策定						
(6) (略)						

(略)

(別紙 2 - 2 別添)

日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)市町村推進事業の経費の配分

(単位:円)

区分	対象経費				市町村推進事業に要する経費 (又は要した経費)	備考
事業項目	旅費	諸謝金	委託費	事務費		
市町村推進事業 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						
(1) (略)						
(2) (略)						
(3) (略)						
(4) (略)						
(5) 集落協定の広域化計画の策定						
(6) (略)						

(略)

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。